

# 社会福祉法人 英芳会 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 英芳会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### 第2条（定義）

この規程における個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 本規程において個人識別符号とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関して割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記載されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 本規程において要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。
- (1) 本人の人種、信条、社会的身分
  - (2) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があること
  - (3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果および指導、診療、調剤が行われたこと
  - (4) 本人の犯罪の経歴
  - (5) 本人を被疑者または被告人として逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと

- (6) 本人を、罪を犯した少年またはその疑いがある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと
- (7) 犯罪により本人が害を被った事実
- 4 本規程において個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く）をいう。
  - (1) 特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 本規程において個人データとは、第4項に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 本規程において保有個人データとは、法人が開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- 7 本規程において本人とは、個人情報から識別される個人をいう。
- 8 本規程において従業者とは、法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事するすべての者をいう。

### 第3条（法人の責務）

法人は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

### 第4条（利用目的の特定）

法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

### 第5条（利用目的以外の利用の制限）

法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の

利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

### 第3章 個人情報の取得の制限等

#### 第6条（取得の制限）

法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次項の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

3 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。

(1) 法令に基づくとき

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されているとき

(6) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき

#### 第7条（取得に際しての利用目的の通知等）

法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 第4章 個人データの適正管理

#### 第8条（個人データの適正管理）

法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う職員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### 第5章 個人データの第三者提供

#### 第9条（個人データの第三者提供の制限）

法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
- 3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

### 第10条（保有個人データの開示等）

本人は、法人に対し、当該法人に係る保有個人データの開示について、書面又は口頭により請求することができる。

- 2 法人は、請求があつた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。なお、当該本人に係る保有個人データを有していない場合、その回答も同様の取扱いとする。
- 3 開示は書面により行うものとする。ただし、開示を請求した本人の同意がある場合には、事務所内での閲覧等他の方法によることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、開示の全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 5 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとし、不開示の場合にはその理由を明示することとする。

#### 第11条（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

法人は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加、削除又は利用停止（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 法人は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を通知するものとする。この場合、法人は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

### 第7章 組織及び体制

#### 第12条（個人情報保護管理者）

法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は理事長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、役職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する管理者に委任することができる。

#### 第13条（苦情対応）

法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、理事長とする。
- 3 苦情対応の責任者は、苦情対応の業務を職員等に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員等を指定し、その業務内容を明確にしておくものとする。

#### 第14条（職員等の義務）

法人の職員等又は職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員等は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合に

は遅滞なく関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第8章 雑則

### 第15条（改廃）

法人は、個人情報을適切に保護するために必要に応じて本規程を見直すものとする。

### 第16条（その他）

この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和5年9月1日より施行する。

従前の規程は、この規程の施行により廃止する。